



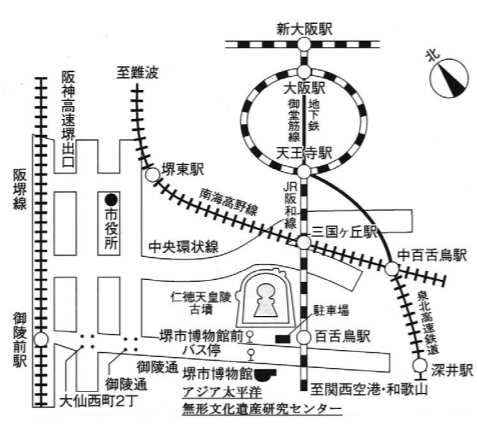
IRCI

独立行政法人 国立文化財機構
アジア太平洋無形文化遺産研究センター
 International Research Centre for Intangible Cultural Heritage
 in the Asia-Pacific Region

概要
 2017



独立行政法人 国立文化財機構
アジア太平洋無形文化遺産研究センター (IRCI)
 〒590-0802
 大阪府堺市堺区百舌鳥夕雲町2丁 堺市博物館内
 電話 (072) 275-8050 / FAX (072) 275-8151
<http://www.irci.jp>



IRCIとユネスコ

IRCIの紹介
 所長あいさつ 1
 ユネスコカテゴリー2センターとは? 2
 IRCIの運営 2
 「無形文化遺産の保護に関する条約」について 3
 無形文化遺産とは? 4

IRCIの活動

2017年度の戦略・プロジェクトについて 5

主なプロジェクト

2017年度の研究プロジェクト
 無形文化遺産保護のための研究 6
 1. 無形文化遺産保護に関する研究のマッピング 6
 国際会議の開催 7
 文献調査の実施 7
 データベースの構築と活用 8
 2. 無形文化遺産保護に関するIRCI研究者フォーラム 8
 無形文化遺産保護と災害リスクマネジメントに関する調査研究 9
 1. 無形文化遺産保護と災害リスクマネジメントに関する予備調査 9
 2. アジアのポストコンフリクト国等を対象とした無形文化遺産の緊急保護支援の研究 9

これまでの主な研究プロジェクト

消滅の危機に瀕する無形文化遺産の保護 10
 1. ベトナム・ドンホー版画を事例とする無形文化遺産のための保護措置の研究 10
 2. スリランカ・紛争後の国家における危機に瀕する伝統的手工芸の研究 10
 3. コミュニティによる保護活動のツールとしての無形文化遺産のドキュメンテーション 11
 4. 大メコン圏における無形文化遺産に関する法制度研究 11
 5. 東ティモールの無形文化遺産行政官向けスタディーツアー 12

その他の事業

堺市との連携事業 12

資料

ウェブサイトでの情報発信 13
 IRCI主催の国際会議・ワークショップ等 14-15
 刊行物 16-17



United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization

Intangible Cultural Heritage

International Research Centre for Intangible Cultural Heritage in the Asia-Pacific Region

ユネスコ(国連科学文化教育機関)のロゴマーク
 このロゴマークはユネスコおよび特別に認められた機関のみ使用できます。

ユネスコ無形文化遺産のロゴマーク

IRCIのロゴマーク
 「文化」は、各国の個性を彩る大切な遺産です。時代を越えて、目に見えない無形文化遺産を「伝承」していくには、「人」のつながりが必要不可欠となります。IRCIのロゴは、「文化」の「文」でその担手の「人」を表し、「地域全体で人から人へ文化を伝承していく」ビジョンを掲げています。背景色はアジア太平洋地域をイメージし、グリーンは山、イエローは大地、ブルーは海を表しています。

- 表紙写真クレジット及びキャプション(左上から右下)
- 男鹿真山伝承館でのなまはげの再現風景 ©秋田県男鹿市
 - インド古典舞踊劇クッチャタム「シャクンタラ」の一場面 ©Gopal Venu
 - キンベにおける2015年タウル祭の光景 (バブアニューギニア・西ニューブリテン州) ©IPNGS
 - 紛争後国家における工芸の継承者によるプレゼンテーション (2015年 東京)
 - フィールド調査における地域住民へのインタビュー (2017年 フィジー・ビティレブ島)
 - ヤンゴン大学人類学部での議論の様子 (2017年 ミャンマー・ヤンゴン)
 - ドンホー木版画技術継承者のコミュニティにおける調査 (2015年 ベトナム・バクニン省)
 - ワークショップにて議論するコミュニティの住民たち (2017年 バヌアツ・ガウア島)
 - 地域の無形文化遺産について議論する住民たち (2017年 バヌアツ・ガウア島)
 - 伝統工業・小企業開発者との会合 (2014年 スリランカ・コロポ)

IRCIとユネスコ

IRCIの紹介

所長あいさつ

アジア太平洋無形文化遺産研究センター (International Research Centre for Intangible Cultural Heritage in the Asia-Pacific Region (IRCI))は、国際連合科学文化教育機関(ユネスコ)のカテゴリー2センターとして誕生した国立文化財機構の一組織です。2009年の第35回ユネスコ総会で、「ユネスコが賛助するアジア太平洋地域における無形文化遺産のための国際協力センターの設置」が承認されました。翌年8月には日本政府とユネスコの間で協定が結ばれ、2011年10月に大阪府堺市博物館内に設置されました。IRCIは、主にユネスコの「無形文化遺産の保護に関する条約」の方針に沿って、アジア太平洋地域の無形文化遺産保護のための調査研究を促進し、当該分野の研究の充実を使命とする国際拠点として活動しています。



さて、口承表現、芸能、祭礼等に代表される無形文化遺産は、生きている遺産です。時代によって変化しつつも、世代から世代へ引き継がれ、連帯、革新、創造の源である文化の多様性につながるものです。しかし、多くは社会の変容、高齢化、災害、紛争等により消滅の危機に瀕しており、無形文化遺産の保護は、緊急の課題であり、国境を越えた協力が必要不可欠です。このような問題意識の下、IRCIは、アジア太平洋地域における研究に関する中核的な存在として、ユネスコ、大学、研究機関、博物館、地方自治体、コミュニティ関係者、政府および非政府組織などと連携しながら、調査研究を通して無形文化遺産保護の促進・活性化に努めています。

IRCIの活動に対する皆様のご協力、ご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

アジア太平洋無形文化遺産研究センター所長
 岩本 渉



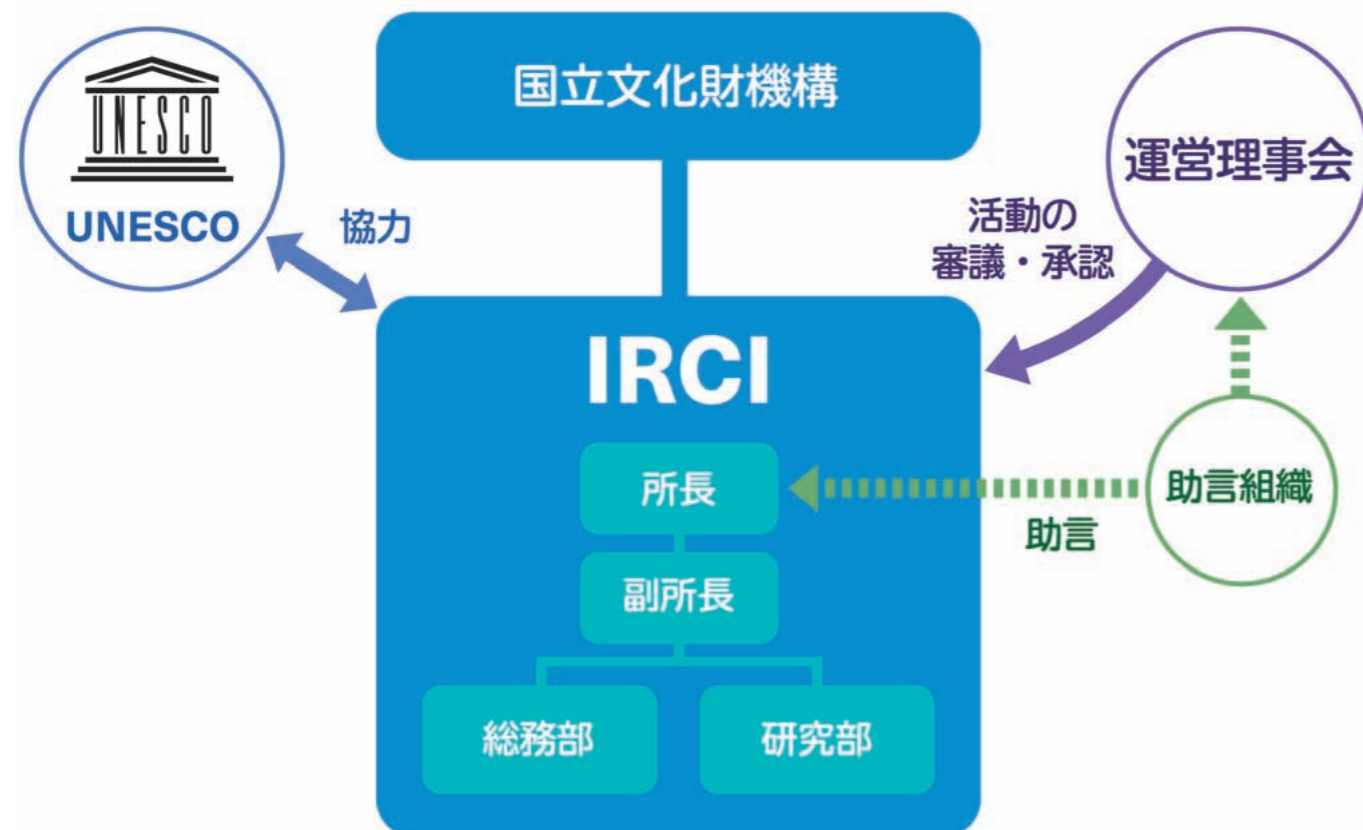
ユネスコカテゴリー2センターとは？

ユネスコと協力してプログラムを実行する機関です。日本を含め、世界には無形文化遺産保護に貢献するユネスコカテゴリー2センターが7機関あります。アジア太平洋地域では、IRCIの他に中国と韓国に設置されており、連携と協力を進めています。日本のIRCIが「調査研究」、韓国のアジア太平洋無形文化遺産国際情報ネットワークセンター（International Information and Networking Centre for Intangible Cultural Heritage in the Asia-Pacific Region (ICHCAP)）が「情報ネットワーク」、中国のアジア太平洋無形文化遺産国際研修センター（International Training Centre for Intangible Cultural Heritage in the Asia-Pacific Region (CRIHAP)）が「人材育成」を担当し、ユネスコのプログラムに貢献しています。

IRCIの運営

IRCIの活動は、運営理事会の承認のもと、運営されています。

運営理事会は、ユネスコ代表を含む10名の国内外の専門家及び専門機関の代表で構成され、中長期計画、事業計画及び事業報告等のIRCIの活動全体について審議、承認しています。また、これらの事業の計画に際し、助言組織のメンバーが専門的な見地から具体的なアドバイスを行っています。加えて、所長に対してIRCIの運営に関し必要な支援及び助言を行う役職として名誉顧問を2017年10月より新たに設け、元ユネスコ事務局長の松浦晃一郎氏にご就任いただいております。



「無形文化遺産の保護に関する条約」について

国際連合の専門機関の1つである国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）は、教育、科学、文化、コミュニケーションの分野で国際的な協力活動を推進する目的で、1945年に設立されました。その活動のひとつとして国際条約の採択を行っていますが、文化に関しては、第17回総会（1972年）で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（世界遺産条約）から、第33回総会（2005年）で採択された「文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約」まで、7つの国際条約があります。その1つ「無形文化遺産の保護に関する条約」（無形遺産条約）は、有形の文化遺産を保護する世界遺産条約から約30年遅れて、2003年に採択された条約です。

無形遺産条約は、口頭伝承や民俗芸能などのフォークロアを保護する目的で、ユネスコが1950年代から行なってきた議論の成果です。この条約には4つの目的があります。① 無形文化遺産を保護すること、② 関係するコミュニティや集団、個人の権利をも保護すること、③ 無形文化遺産に対する理解を地域的、国内的、国際的に高めること、④ 国際的な協力・援助についての規定を設けることです。

これに関連して、無形文化遺産は次のように定義されています。

「慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるもの」（第2条1）。

具体的には、① 口承による伝統および表現、② 芸能、③ 社会的慣習、儀式および祭礼行事、④ 自然および万物に関する知識および慣習、⑤ 伝統工芸技術がこれにあたります。条約を締結した国は、自国の無形文化遺産についての目録を作成することが義務付けられています（第12条）。

この条約に関する意思決定は、2つの場においてなされます。その1つは、隔年で開かれる締約国会議で、条約推進のための戦略的な方向付けを行います。もう1つは、締約国会議が選出したメンバー国による政府間委員会です。政府間委員会は24カ国から構成され、毎年1回の会合を開いて条約の具体的な実行に努めています。その中で最も重要な役目は、無形文化遺産の2つのリストの記載を審議することと、無形文化遺産保護の顕彰事例を決定することです。

無形遺産条約は、第16条と第17条で定められている2つのリストへの記載を求めており、それらは「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」（代表リスト）と、「緊急的保護の必要のある無形文化遺産一覧表」（危機リスト）です。無形文化遺産条約の代表リストは、無形文化遺産の価値に優劣はつけないという視点に立ちます。代表リストはあくまで、世界の多様な無形文化遺産を示すためのものであり、国際的な意識喚起を目指すものなのです。また、無形遺産条約では、代表リストより危機リストを重視して条約運営を進めており、この点で世界遺産条約との違いがあります。保護の対象はあくまで「人の営み」であり、無形文化遺産を継承するコミュニティを主体に保護していくことが明示されています（第15条）。

無形遺産条約の批准国の多くが、貧困や低い識字率、専門家の不足、若者の無関心や都市への人口流出、紛争や戦争などを抱えているのが現状です。そのため、法整備支援や人材育成、資金援助、持続可能な教育などが必要とされています。条約では、特に第17条で定められた危機リストに重きをおくため、適切な国際支援体制と保護方策が求められているといえます。

IRCIでは、ユネスコ、国内外の大学、研究機関、博物館、コミュニティ代表者、政府やNGOとともに研究に着手しています。2012年より伝統芸能や工芸技術を継承するコミュニティと政府関係者と話し合いを重ね、消滅の危機に瀕する（あるいは瀕する恐れのある）プロセスに焦点を当て、様々な手法で映像に記録することを試みる事例研究もその1つです。研究機関としてのIRCIはその研究成果をコミュニティに還元し、コミュニティにとって理想的な保護の実現に貢献していくことが最も重要であると考えます。先にも述べたように、この条約は、コミュニティつまり無形文化遺産を保持・継承する人々を重視していることによるものです。

無形文化遺産とは？

無形文化遺産 (intangible cultural heritage) は、生きていく文化遺産です。時代によって変化しつつも、世代から世代へ受け継がれ、文化的アイデンティティや豊かさを与えるものです。「無形文化遺産保護条約」では、無形文化遺産について次のとおり例示されています。

口承による伝統および表現

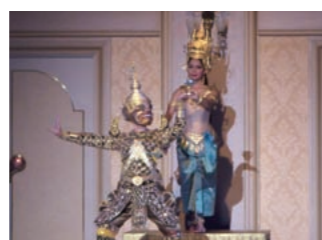


イフガオ族の歌、ハドハド (フィリピン)
©2008, by J. Uñalivia/NCCA-ICH,
with the permission of UNESCO



ヴェータ詠唱の伝統 (インド)
© Sangeet Natak Akademi, New Delhi, India,
with the permission of UNESCO

芸能



カンボジア宮廷舞踊 (カンボジア)
©International Research Centre for Intangible
Cultural Heritage in the Asia-Pacific Region
(IRCI), 2013



カーチューの歌唱 (ベトナム)
©2006, Vietnamese Institute for Musicology,
Ministry of Culture, Sports and Tourism of
Vietnam, with the permission of UNESCO

社会的慣習、儀式および祭礼行事



ドゥラミツェ地方の太鼓と仮面舞踏 (ブータン)
©2007, by Institute of Language and Cultural
Studies - Semtokha Bhutan,
with the permission of UNESCO



宗廟での先祖のための儀礼および祭礼音楽 (韓国)
©National Research Institute of Cultural Heritage,
2008, with the permission of UNESCO

自然および万物に関する知識および慣習



中国伝統医学の鍼灸術 (中国)
© Institute of Acupuncture and Moxibustion,
2009, with the permission of UNESCO



綱引き (カンボジア・フィリピン・韓国・ベトナム)
© Vietnam Institute of Culture and Arts Studies,
2013, with the permission of UNESCO

伝統工芸技術



インドネシアのバティック (インドネシア)
© Batik Museum Institute, Pekalongan, 2008,
with the permission of UNESCO



小千谷縮・越後上布 (日本)
©1998, by Association for the Conservation of
Techniques for Echigo-jofu, Ojya-Chijimi,
with the permission of UNESCO

IRCIの活動

2017年度の戦略・プロジェクトについて

IRCIは、アジア太平洋地域における無形文化遺産の保護を目指して、国内外のネットワークを駆使し、これまで様々な活動を行ってきました。2017年度においては、以下の2つの重点領域における4つのプロジェクトに取り組みます。

無形文化遺産保護のための研究

1. 無形文化遺産保護に関する研究のマッピング (2013年度～2019年度)
2. 無形文化遺産保護に関するIRCI研究者フォーラム (2017年度)

無形文化遺産保護と災害リスクマネジメントに関する調査研究

1. 無形文化遺産保護と災害リスクマネジメントに関する予備調査 (2016年度～2017年度)
2. アジアのポストコンフリクト国等を対象とした無形文化遺産の緊急保護支援の研究 (2017年度～2020年度)



主なプロジェクト

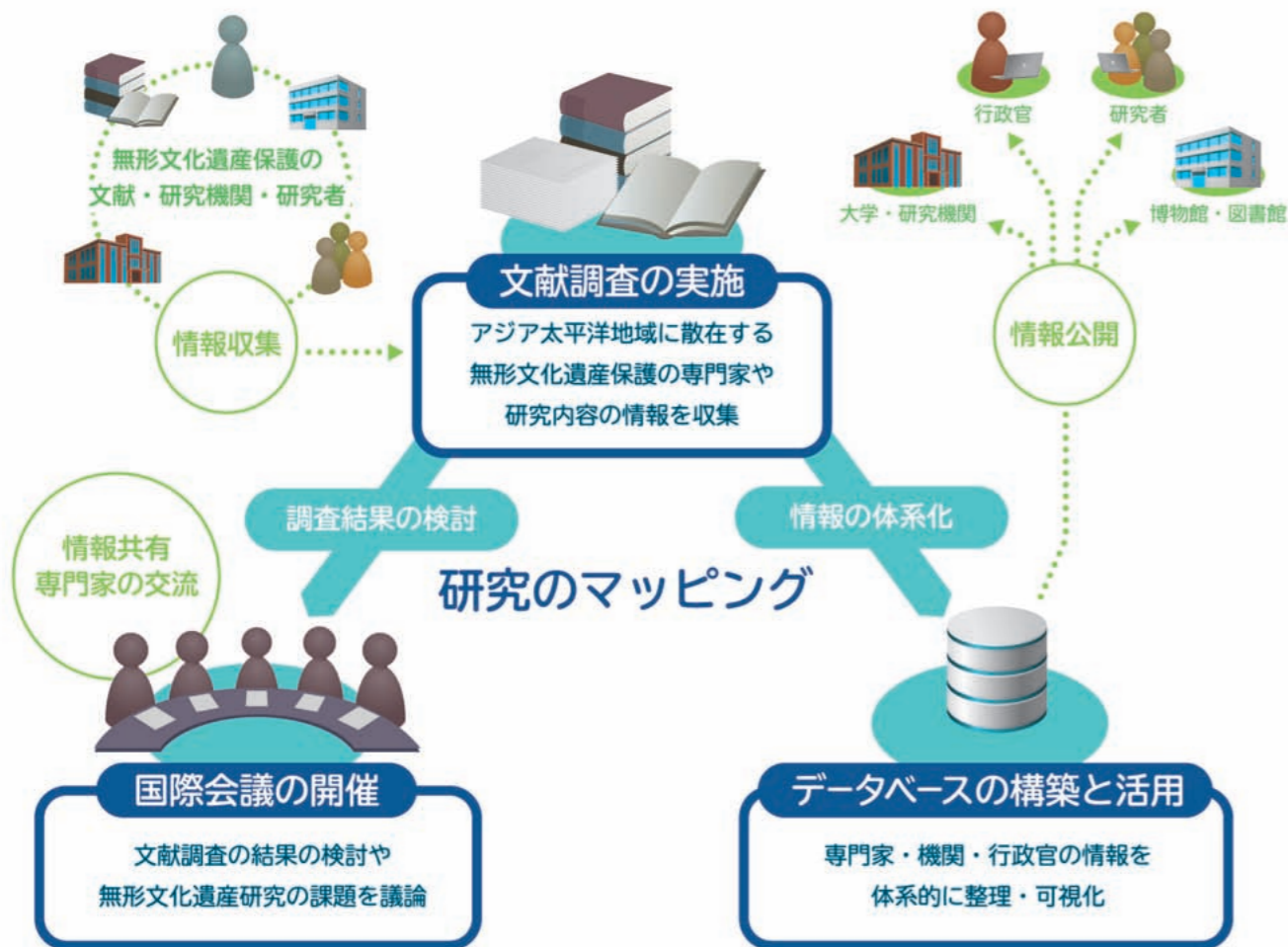
2017年度の研究プロジェクト

無形文化遺産保護のための研究

1. 無形文化遺産保護に関する研究のマッピング (2013年度～2019年度)

現在、アジア太平洋地域では無形文化遺産の保護に関する調査研究や専門家の情報が不足しているため、保護に必要な課題を把握し、それを解決するための具体的な研究を進めていく必要があります。IRCIは、アジア太平洋地域の無形文化遺産保護の研究内容、専門家を調査し把握した上で、保護手段をテーマごとに分析し、データベース化して公開を行うプロジェクトを2013年度から継続して実施しています。このプロジェクトの重要性は、ユネスコも共通の認識を持ち、実施を強く推奨しています。当事業は、研究動向や課題の分析を通じてアジア太平洋地域における無形文化遺産保護のための研究の活性化を図ることを目的としており、まずは全体像を把握し、個々の専門家が連携し、情報を共有することが求められます。そして、優先すべき課題と情報を共有するためには、散在する情報を体系的に整理し、可視化しなくてはなりません。

これを実現するために IRCI では、①国際会議の開催、②文献調査の実施、③データベースの構築と活用に取り組み、単なる無形文化遺産の調査研究だけに留まらず、世界各地の専門家同士やユネスコを結び、連携を促す役割を果たしています。これまでに、アジア太平洋地域 47カ国のうち 24カ国で既存文献や研究機関・研究者の体系的な情報収集を行い、データベース上で公開し、また、調査結果に基づいた国際会議をアジア太平洋各地にて毎年定期的開催しています。



国際会議の開催

国際シンポジウム

「無形文化遺産をグローバルに見る ―地域社会と研究者、国家、ユネスコの相互作用―」(2017年度)

「無形文化遺産の保護に関する条約」が2006年に発効して以来、その精神や理念は、無形文化遺産保護の基本原則としてグローバルに受容されてきています。条約の下での保護の実施には、ユネスコや研究者、国家、コミュニティなどの様々な関与があり、その相互作用は、グローバルなレベルだけでなく、国レベルやローカルなレベルでも様々です。この相互作用をローカルとグローバルの視点の両方を含むグローバルな視点から検証・分析し、保護の研究を促進するために、IRCIは、成城大学グローバル研究センターとの共催で、2017年7月7～9日に国際シンポジウム「無形文化遺産をグローバルに見る ―地域社会と研究者、国家、ユネスコの相互作用―」を実施しました。シンポジウムには、ユネスコ本部の無形遺産課長ティム・カーティス氏を始めとする24名の専門家・研究者及びコミュニティメンバーが参加し、活発な議論を行いました。あわせて、無形文化遺産に関する研究者ネットワークのあり方についても議論が深められました。

シンポジウムの成果を広く無形文化遺産の保護の研究に携わる専門家と共有することを目的に、プロシーディングス及び報告書を出版する予定です。



シンポジウム内で議論する専門家たち (2017年7月 東京)

文献調査の実施

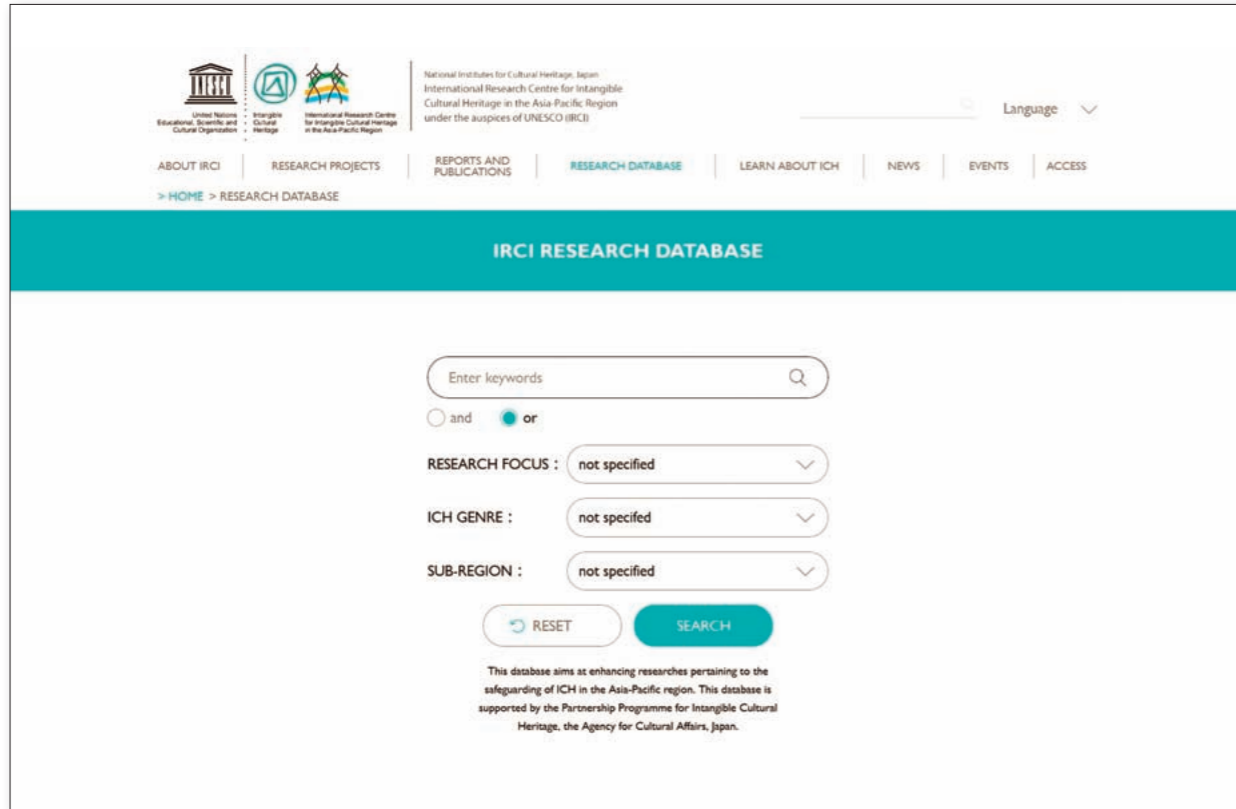
文献調査は、アジア太平洋地域における既存の文献、研究機関、研究者の情報を体系的に収集・分析することにより、無形文化遺産に係る基本的な研究情報を把握し、重要な課題を特定することを目的としています。調査は主に、IRCIが作成したガイドラインに基づき、調査対象国となる研究機関や研究者との協力関係を結ぶことによって実施しています。現在までに、アジア太平洋地域内の24カ国で情報収集を行いました(2017年9月現在)。

○ これまでに調査した国
日本、韓国、中国、タイ、マレーシア、ベトナム、ミャンマー、カンボジア、インド、ラオス、バングラデシュ、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン、カザフスタン、フィジー、オーストラリア、モンゴル、ネパール、スリランカ、イラン、パラオ、ニュージーランド、バヌアツ (24カ国)



データベースの構築と活用

2014年度よりアジア太平洋地域における無形文化遺産の保護に係る文献、専門家、行政官、および関連機関の情報検索データベースの公開を開始しました。調査研究活動や情報交換の促進の基盤となることを目指し、現在、アジア太平洋地域内の24カ国における約2,000件のデータを収録しています(2017年9月現在)。今後も、文献調査で収集したさらなる情報を登録し、できるだけ多くの有益な情報が継続的に提供できるようにしていきます。



2. 無形文化遺産保護に関する IRCI 研究者フォーラム (2017年度)

アジア太平洋地域の無形文化遺産保護に関する研究では、新しい分野であることから、研究者間の交流の機会を促進し、建設的かつ実践的な議論の促進と積み重ねが求められています。このため IRCI は、研究者間のネットワークの強化を図り、無形文化遺産保護の研究基盤を強化することを目的として、国立民族学博物館及び文化庁と共催で、国際シンポジウムを開催しました。

このシンポジウムは「無形文化遺産をめぐる交渉」をテーマに2017年11月29日～12月1日の3日間、国立民族学博物館にて開催しました。リブリャナ大学教授兼国際伝統音楽評議会 (ICTM) 副会長を基調講演者として迎え、8カ国から12名の研究者が参加し、多くの当事者・関係者との様々なレベルにおける交渉が、いかに無形文化遺産保護に影響するかについて、それぞれの事例研究発表を基に分析し、議論が行われました。

この議論の成果を幅広く周知し、無形文化遺産保護の促進を図るため、シンポジウムに基づく論文集をまとめ、2019年に出版することを予定しています。



シンポジウムのチラシ

無形文化遺産保護と災害リスクマネジメントに関する調査研究

アジア太平洋地域を対象として、自然災害や紛争等により危機に瀕した無形文化遺産の実態や保護事例、防災や災害・紛争後の復興過程における無形文化遺産の役割などについての調査研究を実施しています。

1. 無形文化遺産保護と災害リスクマネジメントに関する予備調査 (2016年度～2017年度)

アジア太平洋地域では多くの国々が様々な自然災害に曝されており、無形文化遺産への影響が懸念されます。近年、文化遺産防災への国際的関心が高まっており、国連防災会議で採択された「仙台防災枠組 2015-2030」では文化遺産保護の重要性が盛り込まれ、ユネスコ中期戦略(2014-2021)でも紛争後・災害後状況への対応を掲げています。しかし、そうした活動は有形文化遺産の保護や救済が中心で、無形文化遺産のための方策は十分に検討されていません。

こうした状況を踏まえ、本事業では東京文化財研究所及び5カ国(バヌアツ・フィジー・フィリピン・ベトナム・ミャンマー)の専門家・機関と協力し、2年計画で基礎的情報収集と事例研究を進めています。そのなかでは、自然災害による被害の実態把握に加え、減災や復興に役立つ在来知も無形文化遺産と捉え、その役割に注目しています。

この2年間の成果は報告書として公開予定です。2018年度は国際ワークショップを企画し、自然災害から無形文化遺産を保護するための具体的方策や、無形文化遺産を減災に活用する可能性について議論を行います。



ワークショップで地域の無形文化遺産について議論する住民たち (2017年7月 バヌアツ、ガウア島)

2. アジアのポストコンフリクト国等を対象とした無形文化遺産の緊急保護支援の研究 (2017年度～2019年度)

バーミヤン石仏やシリアのパルミラ遺跡などに代表されるように、これまで、多くの国で戦争や紛争により有形の文化遺産が破壊されてきました。一方、無形文化遺産は人々によって継承される「生きた」文化遺産です。そのため、紛争や長期の政情不安によってもたらされた継承者の死亡や、強制的な移動、難民化など様々な理由で、長年受け継がれてきた工芸技術や伝統芸能、祭礼や儀式などの多様な無形文化遺産が衰退や消滅などの危機的な状況に直面することになります。しかし、こうした紛争後の国や地域における無形文化遺産の実態は、これまで具体的な調査や保護の議論が行われていませんでした。

このテーマは、国際的な注目を集め始めており、ユネスコは、その戦略目標や中期計画で、紛争後・災害後の状況への対応を重視しています。これを受けて IRCI は、過去に実施した東ティモール及びスリランカの北部・北東部を対象とする紛争後の無形文化遺産の研究の経験を踏まえ、2017年度から3年間の新規事業として、アフガニスタンなどアジアにおける紛争の影響を受けた国を対象として、消滅の危機に瀕している無形文化遺産の保護に関する研究事業を開始しました。

この研究事業では、まず、対象国の現地専門家・関連機関と協力しながら現在の無形文化遺産の実態について調査を実施し、可能な限り明らかにします。その結果を分析し、保護のために何が求められているかを当該国の関係者とともに明らかにし、緊急保護の手段についての実践的研究を行う予定です。

これまでの主な研究プロジェクト

消滅の危機に瀕する無形文化遺産の保護

IRCIでは、2012年度から2016年度にかけて、消滅の危機に瀕する無形文化遺産に焦点を当てたプロジェクトを実施しました。

1. ベトナム・ドンホー版画を事例とする無形文化遺産のための保護措置の研究 (2013年度～2015年度)

ベトナム北部のバクニン省ドンホー村では、旧正月を華やかにする縁起物として、伝統的に木版画の制作が行われてきました。しかし、技術者の減少や、市場経済の導入等による急速な都市化・工業化等により、ドンホー木版画の技術継承が危機的な状況に置かれていることから、ベトナム政府からIRCIに緊急の要請があり、2013年度～2015年度にかけて技術保護に関する共同研究を実施しました。本事業では、ベトナム文化芸術研究院と連携し、基礎的な調査及び危機的要因を分析した後、日本における先駆的事例を取り入れるため、石川県金沢市にある伝統工芸の工房等を訪問しました。また、ドンホー村およびハノイにてワークショップを開催し、継承者、研究者、行政官が一同に会して討論を行い、さらには、日本人専門家が、日本の無形文化遺産の保護・再生の活動事例をもとに継承に関する提案をしました。これらの調査結果は成果として報告書にまとめ、出版しています。さらなるプロジェクトの成果として、現在ドンホー村では、継承者主体の持続可能な保護を目指したコミュニティミュージアムの設立計画が進められています。



ドンホー木版画技術継承者のコミュニティにて (2015年1月 ベトナム・バクニン省)

2. スリランカ・紛争後の国家における危機に瀕する伝統的手工芸の研究 (2013年度～2015年度)

2009年まで内戦状態にあったスリランカの北部州・東部州は戦災により著しく被害を蒙り、貧困解消と持続可能な生活基盤の確保が緊急課題となっています。そこでIRCIは、織物、編み細工などの工芸技術等で、生き残った女性たちが継承し、生活の手段となっている無形文化遺産の重要性に注目し、スリランカ政府とともにその復興に向けた事業を実施しました。2013年度～2015年度にかけて、10地域におけるワークショップと聞き取り調査の実施及び、女性工芸家の代表や、スリランカ政府の関係者らとの議論を通じ、復興に向けた提案書の作成を行いました。提案書については、継承者、政府関係者、研究者を日本に招聘し、2年間にわたって内容のさらなる検討を行ったことで、復興に向けた課題や重要な点について、各関係者間の共通認識を深めることができました。紛争や戦争を経験した国が、安定した暮らしを築く過程では、持続可能な伝統文化の継承が大きな役割を果たします。今後は、本プロジェクトで得た上記の経験や知見を、その他の国における復興の実践的研究につなげていきます。



スリランカのダグラス伝統工業・小企業開発大臣に最終報告書を共有、今後のIRCIとの協力関係について議論 (2014年9月 スリランカ・コロンボ)

3. コミュニティによる保護活動のツールとしての無形文化遺産のドキュメンテーション (2012年度～2014年度)

無形文化遺産を記録した映像や写真は、消滅の危機に直面する無形文化遺産を復興させるための貴重な資料となります。当事者である継承者が危機に瀕する部分を特定し、記録に自ら関わり、そして記録の活用を念頭において撮影を企画する行為は、無形文化遺産の持続可能な継承において重要な意味を持ち、これを実現するためのプロジェクトを、2012年度～2014年度にかけて実施しました。まずは、記録の撮り方や具体的なガイドラインを提案するため、「コミュニティの無形文化遺産の保護の手段のための記録のガイドライン」を作成し、その後、このガイドラインの実用性を確認するために、5カ国6つのコミュニティから無形文化遺産の継承者を募りました。彼らに消滅の危機に瀕した無形文化遺産を取り上げてもらい、主体となって、失われる危険性がある部分や、無形文化遺産の実践そのものを撮影し、また映像記録を活用するための最善のプランニングを議論してもらいました。最終的には、研究者とともに映像記録と活用計画について改めて議論を行い、その結果を2016年に事例研究としてまとめました。



東ティモールの地方文化担当官によるワークショップでの発表 (2015年3月 東京)

4. 大メコン圏における無形文化遺産に関する法制度研究 (2013年度～2016年度)

無形文化遺産を保護するためには、それぞれの国で法律を整備することが必要です。国内法があることで存在する無形文化遺産が特定でき、持続可能な継承に繋げることができます。しかし、未だ無形文化遺産を保護するための国内法が十分に整備されていない国も多く、それらの国々では、国外の専門家の支援が求められています。そこでIRCIは、九州大学法学研究院の協力を得て、メコン川流域の国々を主な対象としたプロジェクトを開始し、現地調査や国際会議を重ねて、起草の過程における課題を分析することや、法律整備の際に役立つ内容を盛り込んだマニュアルを作成することに取り組んできました。また、日本には、無形文化遺産保護の政策を行うにあたって必要な文化財保護法や、地方自治体における文化遺産を守るための条約が存在しています。これらは、これから法律を作る国々にとって参考となることから、2015年度のIRCI国際ワークショップでは、日本の地方自治体の条約や継承の活動事例の研究に取り組みました。また、2016年度には、ベトナム文化芸術研究院 (VICAS) と協力し、総括のワークショップを開催し、プロジェクト全体の成果をまとめました。



総括ワークショップ内で議論する専門家 (2016年12月 ベトナム・ハノイ)

5. 東ティモールの無形文化遺産行政官向けスタディーツアー (2013年度)

東ティモールは2002年に独立した新しい国で、文化財の保護の国家的取り組みや、博物館インフラの整備が進んでいるとは言いがたい状況です。IRCIは、東ティモール政府とユネスコジャカルタ事務所の緊急の要請を受けて、同国の文化行政に携わる行政官を日本に受け入れ、2013年10月22～26日の5日間、スタディーツアーを実施しました。

東ティモールから参加した9名は、国や地方のコミュニティが無形文化遺産の継承や展示、広報のために運営している優良事例（東京国立博物館、東京文化財研究所、国立劇場、なまはげ館、男鹿真山伝承館、結城市、益子市）を視察するとともに、保護に携わる行政官や継承者などの議論を行い、最終日には自国の課題解決に向けた保護の方策案について徹底的な議論を行いました。ツアーと議論の詳細については2014年3月に報告書を出版し、IRCIのウェブサイトでも公開しています。



グループワークで継承の課題について議論する参加者たち (2013年10月 東京)

その他の事業

堺市との連携事業

IRCIは、堺市と連携をしながら、日本国内での無形文化遺産に関する普及啓発活動や情報発信を行っています。例えば、堺市及び国立文化財機構が共催で、2015年度から毎年継続して開催している「東京シンポジウム—文化遺産を考える—」の中では、IRCI所長がパネリストとなり、無形文化遺産の保護・継承の重要性と博物館や研究機関が果たす役割について一般の幅広い来場者の中でディスカッションをし、また、IRCIの活動を紹介するロビー展示を行うなどしています。また、2016年11月には、「技と心を受け継ぐ」と題した一般公開の国際シンポジウムを堺市及びIRCIの共催で開催し、各国の無形文化遺産の専門家によるパネルディスカッションや文楽ミニ公演などのプログラムにより、200名を超える参加者の関心を集めました。

この他、IRCIが所在する堺市博物館内にも、活動紹介のためのパネル展示を常設していただくなどの協力を得ています。



シンポジウムにおけるパネル展示 (2017年6月 東京国立博物館)



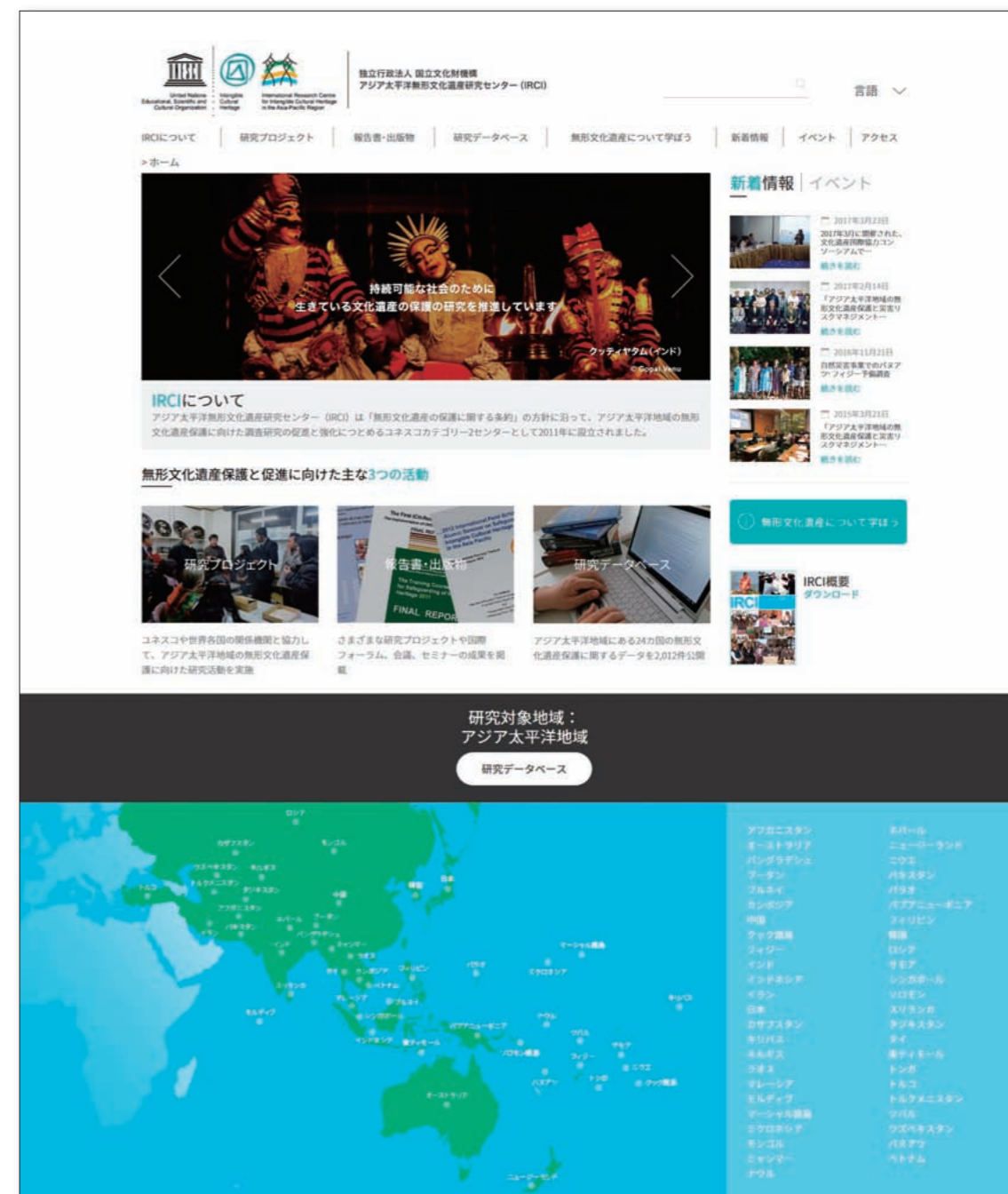
無形文化遺産国際シンポジウム—技と心を受け継ぐ— (2016年11月 大阪)

資料

ウェブサイトでの情報発信 (<http://www.irci.jp>)

IRCIは、2018年に日・英両言語によるWEBサイトをリニューアル致します。今回のリニューアルでは、IRCIの取り組みや無形文化遺産等について、広くわかりやすくお伝えし、活動成果をできるだけ多くのご利用者の皆様に公開することを目指して、デザインや構成を一新します。また、スマートフォンやタブレットにも対応したサイトに生まれ変わります。

今後もIRCIでは、より見やすく、さらに快適にご利用いただけるウェブサイトへの進化を目指して内容の充実を図って参ります。皆様の多数のご利用を心よりお待ちしております。



IRCI 主催の国際会議・ワークショップ等

プロジェクト/テーマ	年	月	国際会議名	共催	協力機関/協力者
無形文化遺産の保護に関する研究の マッピング	2017	7	国際シンポジウム「無形文化遺産をグローバルに見る—地域社会と研究者、国家、ユネスコの相互作用—」	成城大学グローバル研究センター、文化庁	上杉富之氏（成城大学教授兼グローバル研究センター所長）
	2016	11	国際専門家会合		
	2015	12	国際専門家会合「アジア太平洋諸国における無形文化遺産保護のためのマッピング事業」	アイギネ文化研究センター（キルギス）	
	2015	1	国際専門家会合「アジア太平洋地域における無形文化遺産の保護に関する研究のマッピング」	イスラム文化美術館（マレーシア）	
	2014	2	国際専門家会合「アジア太平洋地域における無形文化遺産の保護の実態や方法の調査研究」	ユネスコバンコク事務所（タイ）	
無形文化遺産保護に関するIRCI研究者フォーラム	2017	11	国際シンポジウム「無形文化遺産をめぐる交渉」	国立民族学博物館、文化庁	寺田吉孝氏（国立民族学博物館学術資源開発センター教授） 福岡正太氏（国立民族学博物館人類基礎理論研究部准教授） 飯田卓氏（国立民族学博物館学術資源開発センター准教授）
無形文化遺産保護と災害リスクマネジメントに関する予備調査	2017	1	ワーキンググループ国際会合		東京文化財研究所
大メコン圏における無形文化遺産に関する法制度研究	2016	12	第3回IRCI国際ワークショップ「大メコン圏における無形文化遺産に関する法制度研究」		河野俊行氏（九州大学大学院法学研究院主幹教授） スーザン・マッキンタイアームウォイ氏（Extent Heritage 副所長、オーストラリア） ベトナム文化芸術研究院（ベトナム）
	2015	12	第2回IRCI国際ワークショップ「大メコン圏における無形文化遺産に関する法制度研究」		河野俊行氏（九州大学大学院法学研究院主幹教授） スーザン・マッキンタイアームウォイ氏（Extent Heritage 副所長、オーストラリア） ケイティ・オルーク氏（ケイティ・オルークコンサルティング、オーストラリア） ステューヴン・ヴァン・アーツル氏（九州大学大学院法学研究院准教授） 富山県、富山市、高岡市、京都市 株式会社能作 有限会社武蔵川工房
	2014	12	第1回IRCI国際ワークショップ「東南アジア諸国における無形文化遺産に関する法制度研究」	九州大学大学院法学研究院	河野俊行氏（九州大学大学院法学研究院主幹教授） ステューヴン・ヴァン・アーツル氏（九州大学大学院法学研究院准教授）
ベトナム・ドンホー版画を事例とする危機に瀕する無形文化遺産のための保護措置研究	2015	1	ベトナム・ドンホー版画を事例とした無形文化遺産の活性化におけるコミュニティセンターの役割についての研究ワークショップ	ベトナム文化芸術研究院（ベトナム）	ベトナム政府 バクニン省文化スポーツ観光局（ベトナム） 並木誠士氏（京都工芸繊維大学教授）
紛争後の国家における危機に瀕する伝統的工芸の研究（スリランカ）	2015	12	紛争後の国家における危機に瀕する伝統的工芸ワークショップ		ユネスコニューデリー事務所（インド） スリランカナショナルクラフトカウンシル（NCC） ヒマリ・ジナダサ氏（スリランカ輸出開発協議会会長） 石井聖己氏（SEIKI DESIGN STUDIO プロダクトデザイナー）
コミュニティによる保護活動のツールとしての無形文化遺産のドキュメンテーション	2015	3	コミュニティ主導の保護活動のツールとしての無形文化遺産のドキュメンテーションについての集中ワーキングセッション		
	2014	2	無形文化遺産保護のためのコミュニティの若手映像記録者のためのワークショップ		黒川能保存会 メツェ・ポストマ氏（ライデン大学、オランダ） ハリエット・デーコン氏（国立オープンユニバーシティアフリカ研究学ファーガソンセンター客員研究員、イギリス）
	2013	2	無形文化遺産を継承するコミュニティのための記録製作ワークショップ		清水純氏（ニューヨーク大学フィルム・プロデューサー、アメリカ）
	2012	3	コミュニティと無形文化遺産条約に関する研究者集会		
東ティモールの無形文化遺産行政官向けスタディーツアー	2013	10	日本における東ティモールの無形文化遺産行政官向けスタディーツアー	ユネスコジャカルタ事務所（インドネシア）	文化庁、国立文化財機構（東京国立博物館・東京文化財研究所）、秋田県鹿角市、茨城県結城市
2003年条約に関する研究	2013	1	無形文化遺産に関する研究集会——ユネスコ無形文化遺産条約の2つのリスト		フランス世界文化館（フランス）
	2012	6	第1回無形文化遺産研究専門家会合——2003年条約の履行に向けて	フランス世界文化館（フランス）	
無形文化遺産、殊に危機に瀕した無形文化遺産の現状	2012	8	アジア太平洋地域文化財保護フィールドスクール修了生セミナー	シリントーン大学人類学センター（タイ）	
堺市との連携事業	2016	11	無形文化遺産国際シンポジウム「技と心を受け継ぐ」	文化庁、堺市	
	2013	8	無形文化遺産保護条約採択10周年記念シンポジウム	文化庁、堺市	日本芸術文化振興会国立文楽劇場
	2013	2	無形文化遺産シンポジウム「アジア太平洋地域における無形文化遺産の現状と課題」	堺市	国立民族学博物館
	2011	10	開設記念シンポジウム「危機に瀕する無形文化遺産の復興と継承を考える」	文化庁、堺市	日本芸術文化振興会国立文楽劇場



「アジア太平洋地域における無形文化遺産と災害リスクマネジメントに関する予備調査」事業ワーキンググループ国際会合（2017年1月 東京都）



総括ワークショップ「大メコン圏における無形文化遺産に関する法制度研究」（2016年12月 ベトナム・ハノイ）

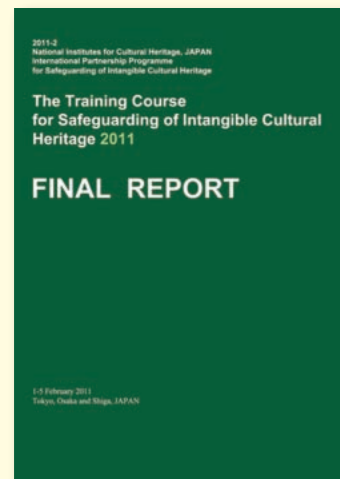


国際専門家会合「アジア太平洋地域における無形文化遺産の保護の実態や方法の調査研究」（2014年2月 タイ・バンコク）

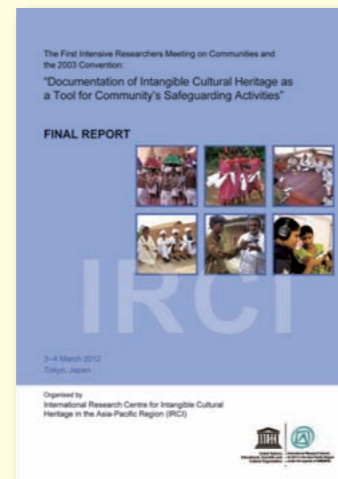


無形文化遺産保護条約採択10周年記念シンポジウム（2013年8月 大阪府堺市）

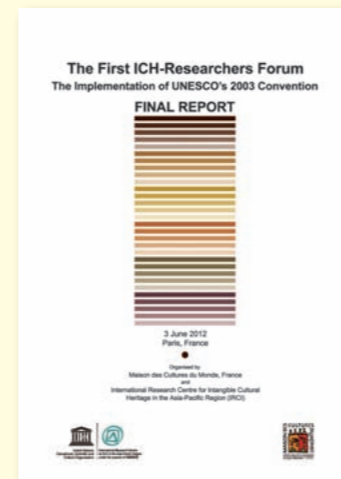
刊行物



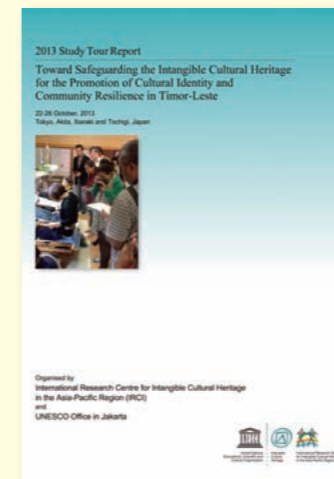
2011年無形文化遺産保護に関する研修
(2011年刊行)



コミュニティと無形文化遺産条約に関する
研究者集会
(2012年7月刊行)



第1回無形文化遺産研究専門家会合
— 2003年条約の履行に向けて
(2012年9月刊行)
ISBN 978-4-9906647-0-1



日本における東ティモールの
無形文化遺産行政官向け研修ツアー
(2015年3月刊行)
ISBN 978-4-9906647-5-6



スリランカの内戦後地域における
消滅の危機に瀕した伝統工芸の
保護プロジェクト
(2016年2月刊行)
ISBN 978-4-9906647-7-0



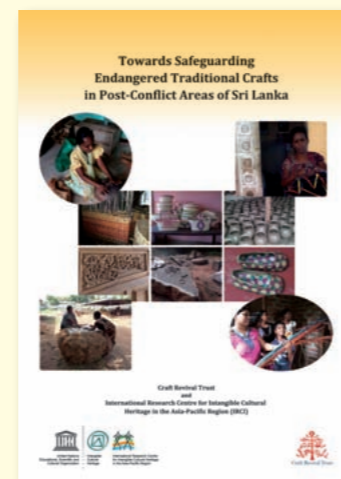
コミュニティ主導の保護活動の
ツールとしての無形文化遺産の
ドキュメンテーション
(2016年3月刊行)
ISBN 978-4-9906647-4-9



アジア太平洋地域文化財保護
フィールドスクール修了生セミナー
(2013年2月刊行)



無形文化遺産に関する研究集会
— ユネスコ無形文化遺産条約の2つの
リスト
(2013年3月刊行)
ISBN 978-4-9906647-1-8



スリランカの内戦後地域における
消滅の危機に瀕した伝統工芸の
保護プロジェクト
(2014年9月刊行)
ISBN 978-4-9906647-3-2



ベトナム・ドンホー版画を事例とする無
形文化遺産のための保護措置の研究
(2017年3月刊行)
ISBN 978-4-9906647-9-4



無形文化遺産国際シンポジウム
一 技と心を受け継ぐ
(2017年3月刊行)



大メコン圏における無形文化遺産に関す
る法律制度研究
(2017年3月刊行)

独立行政法人 国立文化財機構
アジア太平洋無形文化遺産研究センター
概要 2017

2017年12月発行

編集・発行：独立行政法人 国立文化財機構

アジア太平洋無形文化遺産研究センター

〒590-0802 大阪府堺市堺区百舌鳥夕雲町2丁 堺市博物館内

電話 (072) 275-8050 / FAX (072) 275-8151

©2017 International Research Centre for Intangible Cultural Heritage in the Asia-Pacific Region (IRCI)
画像等の無断転載を禁じます。All Rights Reserved